

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、1名の傍聴人がおり、入室を促した。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に鈴木智一農業委員、新木英男農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に田中農業委員会事務局長、書記に大畑次長、関根副主幹、長澤主任を任命した。

4 議 事

議案第1号

農地法第3条の許可申請について

議 長 議案第1号申請番号1番農地法第3条の許可申請について事務局に説明を求めた。

事 務 局

議案書を朗読した。申請番号1、地区は上尾地区、所在は本町一丁目の5筆で、地目は登記、現況ともに畑である。現地の案内・説明をしたのち、農地の状況を報告した。譲受人の方は令和6年1月定例総会にて第3条の許可申請を行い、大字上尾下の農地も取得しており、事務局の方で確認したところ既に耕作されていることを確認しております。

また、譲受人は隣の伊奈町、北海道鷹栖町に農地を所有しており前回同様に照会をかけ、所有農

地は全筆遊休農地等でない旨確認しております。

議長 この件につきまして、現地調査がされているかと思っておりますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします。

(担当委員) 原市地区の黒須邦明委員より報告があった。22日(月)午後、鈴木委員、黒須信明委員と現地調査を行った。当日、購入予定者と会うことができ、農地として使うと確認した。また、農地として耕作すると誓約書が提出されている。

議長 申請人に入室を促した。

申請人 <申請人入室>

議長 自己紹介を行った。

市村推進委員 本件について意見を求めた。

申請人 耕作状況で454アールとのことですが場所はどこ。何を作付けしているのか。

内田農業委員 北海道で蕎麦を生産している。

事務局 事務局に確認ですが、添付されている誓約書ですが有効期限とかあるのか。

内田農業委員 期限というものはないと思います。

事務局 今日誓約しても明日は反故できてしまう。極端な話だけれども。

内田農業委員 仮にその様なことをされてしまうと、その方の信用が無くなってしまうので、今後、申請した際はそれがネックになってしまう。

事務局 農振地区で無いし市街化区域だから転用は直ぐにできてしまう。この申請を断ることはできるのか。

内田農業委員 断ること自体は難しい。

事務局 前回申請したところをちょっと確認したところ苗木は植えられているが棚の整備が遅れている。あのままではブドウが勝手にあちこちに行ってしまうので支柱をつくるなどしないとまずいので

はないかと。

申請人
内田農業委員
議長
新木農業委員

私は伸ばすだけ伸ばし、竹でささえ来年棚にしよう。まずいでしょうか。

いいえ。ブドウの生育にはもう少しはっきりした誘引が必要かと。

他にございますか

現在、上尾市と北海道以外で耕作していると思いますが、前回、伊奈町で耕作している圃場の状態がよくないとのことで、ゆくゆくは伊奈町の方をやめて上尾市で規模拡大をとおっしゃっていましたがその考えに変わりはありませんか。

申請人
新木農業委員
申請人
新木農業委員

変わっておりません。ただし、葉物などの野菜類は病気で上手くいかなかったがブドウは成績が良かったので少し残そうかと。

伊奈町の農地面積はどのくらい

430坪。耕作しているところがですね。

農業の従事日数が年間150日とあるが北海道や県内を含めてということではよろしいでしょうか。

申請人
新木農業委員

細かい日数は数えていないが、もう少し増えると思う。

農地法3条の規定で農地を取得する場合は150日以上従事することが前提となっているが、これからもクリアーしていくことでよろしいでしょうか。

申請人

自分自身でこれだけ実績があるとはいいますが、軽トラで5年度13,000キロメートルを走っている。これは自宅と伊奈町のやり取りだけで使っています。北海道は飛行機で行くしかない。なので年間7回くらい。少ないときで3回。北海道は一括して農協が刈り取りから出荷まで動いてくれるので手間はかからない。一方、今回の物件は自宅近くのため毎日行けるので普通の農家よりたくさん行けると思う。

議長

ほかにありますか。無ければ質問は以上とさせていただきます。

<申請者退出>

議 長
事 務 局

議案第 1 号申請番号 2 について事務局に説明を求めた。

議案書を朗読した。申請番号 2 番。地区は平方地区、所在は大字平方字東谷の 2 筆、地目は登記、現況とも畑。現地の案内・説明をしたのち、農地の状況を報告した。なお、補足として申請地の筆界未確定地となっているが、申請人より申請地の境界が入った当時の図面と立ち合い証明が添付されていること、このことについて埼玉農林会議に確認を行い、境界自体が確定できているのであれば問題ないと回答を貰っていることを報告した。

議 長

この件につきましても、現地調査がされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします。

(担 当 委 員)

平方地区の新木委員より報告があった。4 月 2 0 日午前 9 時半に平方地区今川農業委員と農地利用最適化推進員の松本委員、國嶋委員の 4 名で現地調査を行った。

議 長

申請人入室を促した。

<申請人入室>

申 請 人

自己紹介を行った。

議 長

本件について意見を求めた。

新木農業委員

新規就農とのことでこれは家庭菜園ですか。家庭菜園として耕作するにあたり工作機械を利用すると思いますが、自宅からどの様に運搬しますか。

申 請 人

ワンボックスカーに載せて持って来て耕作する予定です。

新木農業委員

今回の申請地は接道していないが。

申 請 人

隣接する土地を所有しており借家を所有している

新木農業委員

農地と借家の間にブロックが 4 段ほどあり、その部分を通っていくとのことですが、管理者であっても、借主に説明をしているのか。

申請人 ブロックを撤去してやりますと承諾をもらっている。

議長 他に質問がありますか。無ければ質問は以上とさせていただきます。

議長 <申請人退出>

議長 議案第1号申について採決を行ったところ、賛成多数で承認することを宣した。

議案第2号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第2号農地法第5条の許可申請について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読する。地区は上平、所在は大字南字新梨子で登記現況とも畑である。形態は転用。建物を建てる計画なので開発許可を要する。農地は2種農地である。

議長 この件につきましても、現地調査がされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします。

(担当委員) 上平地区の市村委員より報告。4月19日に内田委員、平野委員、大塚委員の4名で現地確認を行った。現地の案内・説明をしたのち、農地の状況を報告した。周辺に与える影響はないだろうと判断した。

議長 本件について意見を求めたが意見がないため、第2号議案について採決を行ったところ、全員賛成で承認することを宣した。

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて

議長 議案第3号納税猶予の適格者証明願いについて事務局より説明を求めた。

事務局 申請番号1及び2について相続人が関連あるため続けて説明する。議案書を朗読する。地区は原市、所在は大字原市字拾九番耕地、二拾番耕地の5筆と2筆。登記・現況とも畑6筆、登記宅地、現況畑1筆。猶予区分、相続発生日、続柄等を説明。

申請番号3、地区は大谷地区。所在は壱丁目東の2筆。登記・現況とも畑。猶予区分、相続発生日、続柄等を説明。

- 議 長 この件につきましても、現地調査がされているかと思しますので、それぞれの担当委員さんより報告をお願いいたします。
- (担 当 委 員) 原市地区の黒須信明委員より報告。4月20日午後、上尾地区鈴木委員と黒須邦明委員の3名で現地確認を行った。現地の案内・説明をしたのち、農地の状況を報告した。
- 大谷地区の新井幸夫委員より報告。4月20日土曜日、安藤委員、千葉委員、藤倉委員の4名で現地確認を行った。現地の案内・説明をしたのち、農地の状況を報告した。
- 議 長 本件について意見を求めたが意見がないため、第3号議案について採決を行ったところ、全員賛成で承認することを宣した。
- 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について**
- 議 長 議案第4号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、事務局より説明を求めた。
- 事 務 局 議案書を朗読する。場所は大谷地区。所在は大字地頭方字北谷と壺丁目東の2筆。登記・現況とも畑。現地の案内、農地の状況を説明したのち、事由及び従事日数について説明。保全管理もされていることから、問題ないと判断した。
- 議 長 本件について質問・意見を求めた。
- 新木農業委員 接道要件は満たしていないのでは。
- 事 務 局 満たしておりません。今後の土地利用については確認しておりません。
- 議 長 本件について他に意見を求めたが意見がないため、第4号議案について採決を行ったところ、全員賛成で承認することを宣した。
- 議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について**
- 議 長 議案第5号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、事務局より説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号 1、2とも地区は上平地区、申請番号 1の所在は大字菅谷字西通 2筆、大字平塚字氷川 1筆、大字平塚字中通 9筆、大字平塚字柵 2筆、平塚二丁目 1筆で、地目は登記・現況とも田 9筆、畑 6筆である。申請番号 2の所在は大字平塚字中通 14筆、大字平塚字柵 1筆で、地目は登記上、田 6筆、畑 9筆、現況は畑 15筆である。現地の案内・説明をしたのち、農地の状況を報告した。写真にある通り農地として管理されており、問題ないと判断した。

議長 本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第 5号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 6号 上尾市農業委員会行政文書管理規定の制定について

議長 議案第 6号上尾市農業委員会行政文書管理規定の制定について、事務局より説明を求めた。

事務局 行政文書管理規程の制定理由について説明した。

議長 本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第 5号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

<休憩>

議案第 7号 上尾都市計画生産緑地地区の追加指定に係る意見聴取について

議長 議案第 7号上尾都市計画生産緑地地区の追加指定に係る意見聴取について、担当課であるみどり公園課より説明を求めた。

みどり公園課 生産緑地制度について説明と現地の案内・説明をした。

議長 本件について質問・意見を求めた。

新木農業委員 8件申請があったが、7件となったのは指定要件を満たせないものがあったから、今回の追加指定に間に合わなかったのか。

みどり公園課 公道に接道していないため要件にそぐわなかった。

内田農業委員 生産緑地にかんして市に買取申請をした上で解除するとなっているが、今まで市の方で買い取っ

た事例はあるのか。

みどり公園課
内田農業委員

今まで生産緑地の買い取り申し出があって、上尾市で買い取った事例はない。

指定の解除条件に年齢制限を設けるべきである。また、市街地の中で農業を行うことが難しくなっているのを改善して欲しい。

みどり公園課
議 長

年齢制限については他市の事例を含めて検討しているところである。

本件について他に意見を求めたが意見がないため、第7号議案について採決を行ったところ、全員賛成で承認することを宣した。

議案第8号
議 長

令和6年度4月期農用地利用集積計画の承認について

議案第8号令和6年度4月期農用地利用集積計画の承認について、担当課である農政課より説明を求めた。

農 政 課
議 長

計画の概要を説明する。詳細は借受人にお越しいただいておりますので、直接確認をお願いした。
借受人の入室を促した

<借受人入室>

借 受 人
議 長

自己紹介並びに会社情報経、それから事業計画書の説明をおこない、上尾市における農業の担い手の中核になることを目指していること目指していることを話す。

本件について意見を求めた。

内田農業委員
借 受 人

事業計画の中で、現在奥さんと二人でやっているとある。今後パートを雇用するとのことですが、時給はいくらで考えているのか。

時給1,200円で考えている。

内田農業委員
借 受 人

売り上げから比べるとかなり高いと思うが

農業は例えばスーパーと比べると結構きつい作業だと思うので同じ時給で募集しても集まらな
いと考えている。だからそれより上の計画で募集をする。

内田農業委員 金額が高いので現物支給や短時間のボランティアを考えても良いのでは。
市村推進委員 ボランティアの募集をかけるのであれば、農業に対しての考えが人それぞれ違うので注意しなくてはならない。

新木農業委員 基本整備の概要で予冷库や調整工場が記載されているがいつ頃設置するのか。また、販売にあたって事業者を通じて出荷するとのことですが、そのことについてお聞かせください。

借 受 人 予冷库や調整工場は初年度に整備を考えている。販売にあたっては、初めは大宮青果市場に持ち込んだりするが、卸業者と取引をしていると業者が直接引き取りに来てくれるようになると考えている。

議 長 本件について他に意見を求めたが意見がないため、第8号議案について採決を行ったところ、全員賛成で承認することを宣した。

5 報告第1号専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について
- (3) 農地法第5条の届出の取下げについて

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後4時31分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和6年4月25日

議 長

署名委員

署名委員